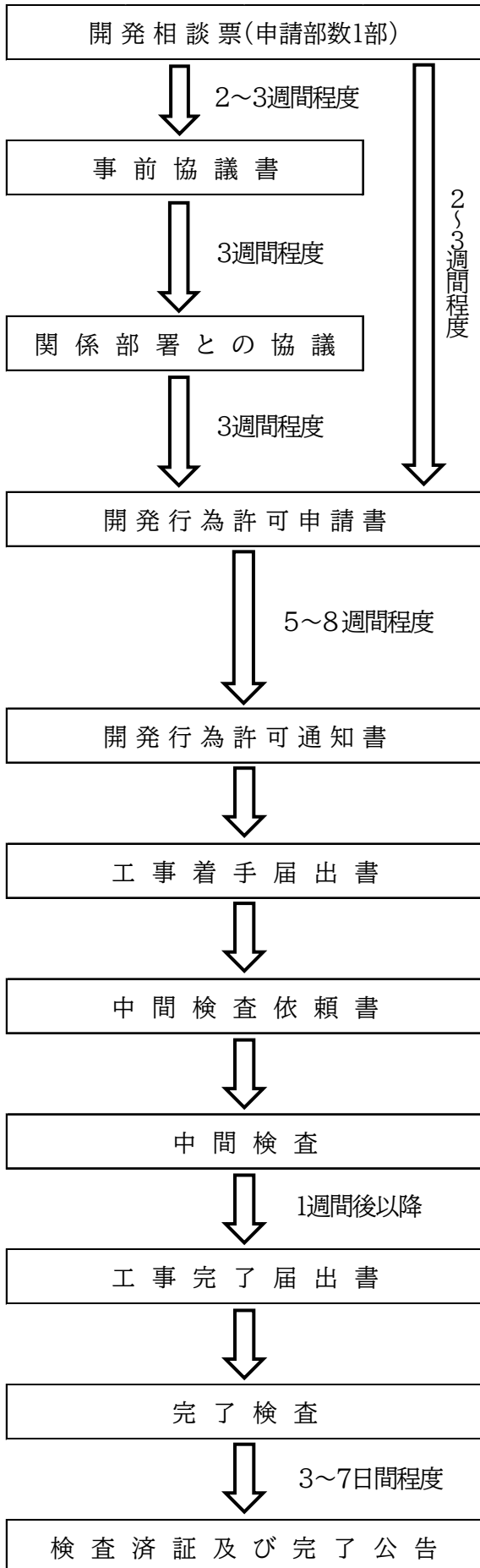


IV 開発許可申請の手続き及び 及び標準処理期間

- | | |
|------------------|--------|
| 1 開発許可申請の手続きフロー | (P141) |
| 2 関係部署一覧 | (P142) |
| 3 消防用水利施設設置届出の流れ | (P143) |
| 4 標準処理期間 | (P144) |

※記載している処理期間(土日祝日含む)は目安です。
補正事項の有無により、期間が延びることがあります。

1 開発許可申請の手続きフロー



⇒市街化調整区域の場合は提出必須とする。
市街化区域の場合は必要に応じて提出とする。
⇒農地の場合は+1週間程度を要する。

⇒申請部数は10部とする。

⇒開発指導担当から各課に資料を配布する。
各課指示事項をとりまとめ後に申請者へ回答する。

⇒各部署からの指示事項に対し個別に協議する。

⇒適合証明が必要な場合は同時申請可能とする。
提出部数は正・副2部とする。

⇒許可通知書受領後に標識看板を設置する。

⇒公告前建築等承認が必要な場合は申請する。
承認された後、建築確認を申請する。

⇒中間検査受検日の1週間前までに提出する。
提出部数は4~6部とする。

⇒路盤工、擁壁の基礎工完了時及び給排水施設の
工事完了について受検する。

⇒完了検査受検日の1週間前までに提出する。
提出部数は中間検査結果により決定する。

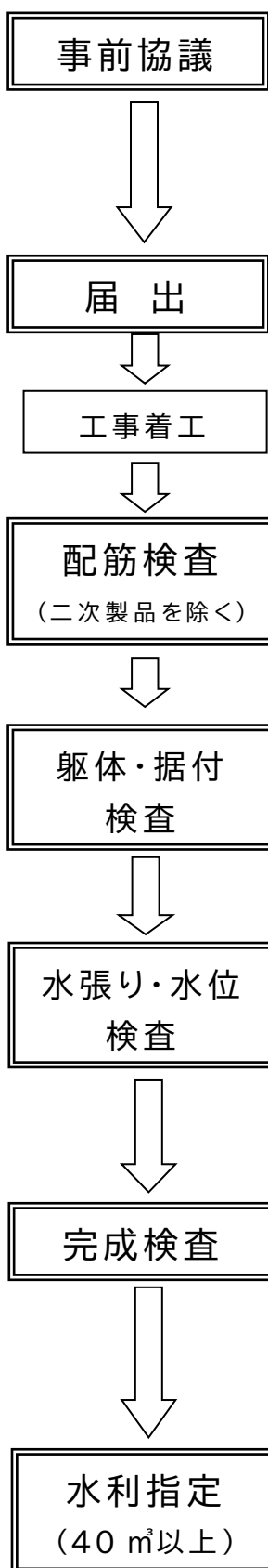
⇒合格後に土地利用計画図のPDFデータを
メールで提出する。

⇒公共公益施設の帰属に係る書類を提出する。

2 関係部署一覧

所管事項	担当課	窓口・電話
開発総合窓口 (開発相談・申請受付) ワンルームマンション	都市計画課(開発指導担当)	本庁舎6階 775-8194
地区計画、用途地域、景観	都市計画課(都市計画担当)	本庁舎6階 775-7629
区画整理事業区域	都市計画課(市街地整備担当)	本庁舎6階 775-7913
道路に関する申請・管理(相談、境界査定、占用等) 雨水排水流出抑制、特定都市河川、開発道路の帰属	建設管理課	本庁舎6階 775-8597
道路又は河川の構造・工事	道路河川課	本庁舎6階 775-9049
汚水排水(公共下水道区域内)、特定事業場	業務課(排水担当)、下水道施設課	上下水道部庁舎 業務課 775-9302 下水道施設課 775-9372
公園、緑地	みどり公園課	本庁舎6階 775-8129
交通安全施設 (標識、道路照明灯等)	交通防犯課	本庁舎4階 775-5138
ごみ処理、集積所	西貝塚環境センター	環境センター 781-9141
公害、自然保護、土壌浄化 電波障害、騒音・振動	生活環境課	本庁舎5階 775-6940
通学区等	教育委員会学務課	本庁舎7階 775-9604
埋蔵文化財	教育委員会生涯学習課	本庁舎7階 775-9496
消防水利	消防本部警防課	消防本部 775-1312
消防用設備、危険物	消防本部予防課	消防本部 775-1314
農業振興地域	農政課	本庁舎5階 775-7384
農地転用	農業委員会	本庁舎5階 775-9694
小売業店舗	商工課	プラザ 22 内 777-4431
給水引込、給水協議	業務課(給水担当)	上下水道部庁舎 775-5161
建築確認申請、中高層建築物(近隣説明)、建設リサイクル、福祉のまちづくり、道路位置指定、葬儀場	建築安全課	本庁舎6階 775-8490
県道の境界・占用等 国道の境界・占用等	北本県土整備事務所管理担当 大宮国道事務所管理第一課	048-540-8200 048-669-1207
盛土規制、緑化計画届出	埼玉県中央環境管理事務所	048-822-5199

3 消防用水利施設設置の流れ



「上尾市消防水利施設等に関する設置基準」による消防水利施設の設置については、上尾市都市計画課に開発行為許可申請書等を提出する前までに上尾市消防本部警防課(以下、「警防課」という。)と事前に協議してください。

消防水利施設設置届出書に関係書類を添えて、工事着工(建物と一体となる消防水利施設については建築物の工事着手をいう。)の概ね2週間前までに、警防課へ提出してください。届出部数 2部(正・副)

防火水槽は、工事の工程ごとに配筋検査(二次製品を除く)を実施しますので、検査希望日より概ね 1 週間前までに、電話等で警防課へお申し込みください。

防火水槽等の躯体及び据付(二次製品)検査は、検査希望日より概ね1週間前までに電話等で警防課へお申し込みください。なお、検査員から指摘された場合には改修をお願いします。

躯体又は据付検査後、防火水槽に給水をしていただき、満水になった日を警防課まで連絡をお願いします。満水になった日から概ね1週間後に上尾市消防本部警防課で水位確認を実施いたします。なお、給水後に減水等の異常がある場合には、改修をお願いします。

検査希望日より概ね 1 週間前までに電話等で警防課へお申し込みください。届出のとおり施工されていれば、届出書の1部に検査済印を押印してお返しいたします。なお、この検査済印を押印した届出書をコピーして上尾市都市計画課へ1部提出してください。

防火水槽の容量が40m³以上の場合、消防法第21条に基づき指定消防水利として別途指定手続を行う場合もありますので、ご協力をお願いします。

お問合せ先 上尾市消防本部警防課 TEL 048-775-1312
FAX 048-775-2230

4 標準処理期間

申請に関する処分(許可など)に要する期間については、行政手続法第6条に規定されています。

1 上尾市では、標準処理期間を次のとおり定めています。

処 分	法 令 条 文	標準処理期間
開発行為の許可	法第29条	50日
工事完了前の建築制限等の解除	法第37条	11日
開発許可を受けた開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	50日
開発許可を受けた土地における予定建築物等の変更許可	法第42条第1項	18日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	法第43条第1項	18日
許可に基づく地位の承継	法第45条	14日

2 次のような期間は処理期間に算入されませんのでご注意ください。

- (1) 申請を補正するために要する期間
- (2) 関係部署の執務が行われない日(土曜日、日曜日、年末年始、祝祭日等)
- (3) 申請者が申請の途中で、申請内容を変更するための期間
- (4) 特別の事情により、審査のために資料を追加するための期間